

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 住宅性能評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、窓口業務は午前9時から午後5時までとする。

2 評価業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 8月13日から8月15日までの日

ただし、その期間に第1号に規定する休日が含まれる場合は、8月12日から8月16日までの間で、その休日を除く3日間とする。

- (5) センターの設立を記念する日（7月第1月曜日）

3 評価業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 評価業務の主たる事務所である本所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町14番1号とする。

- 2 中部事務所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町14番1号とする。
- 3 中部事務所藤枝支所の所在地は、静岡県藤枝市田沼三丁目11番21号とする。
- 4 西部事務所の所在地は、静岡県浜松市中区元城町216番地の4とする。
- 5 西部事務所袋井支所の所在地は、静岡県袋井市高尾町5番地22とする。
- 6 東部事務所の所在地は、静岡県沼津市岡一色816番地の1とする。
- 7 東部事務所富士支所の所在地は、静岡県富士市瓜島町109番地3とする。

(評価業務を行う区域)

第5条 評価業務を行う区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

(評価を行う住宅の種類及び評価業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号から第三号に定める区分に係る評価業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 法第58条の規定による特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）において行うことができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に規定する評価業務の範囲に該当するものであること
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求

めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、引受けできない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定めるセンター評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 申請者が正当な理由なく、引受承諾書に定める額の料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは、第1項の引受けを取り消すことができる。

（評価業務約款に明記すべき事項）

第9条 前条の評価業務約款には、次の各項に掲げる事項を明記するものとする。

- 2 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- 3 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならないこと。
- 4 評価料金に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 評価料金の額に関すること。
 - (2) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (3) 評価料金の支払方法に関すること。
- 5 評価業務の期日に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この条において「業務期日」という。）に関すること。
 - (2) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- 6 契約解除及び損害賠償に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (2) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (3) 申請者は、センターが行うべき評価業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (4) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (5) 前号の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 7 センターが負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (2) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するもの

ではないこと。

- (3) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

第 10 条 センターは、設計住宅性能評価を受理したときは、その審査を評価員に実施させる。

- 2 評価員は、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する住宅性能評価マニュアルに基づき、設計評価提出図書をもって、前項の審査を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧、提出又は説明を求めることができる。
- 4 評価業務に従事する職員で評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付及び計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 5 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断し、その是正が図られるまでの間、再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 11 条 申請者は、その都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した設計住宅性能評価申請書取り下げ届をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価提出図書を申請者に返還する。

(設計評価提出図書の変更)

第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第 13 条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかつたとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表 1 に定める方法に従う。
 - 3 センターは、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合にお

いては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4第3項第1号イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第4第3項第1号ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

- 4 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめセンターと協議して定めるところにより、電子情報処理組織又は磁気ディスクにより行うことができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第 15 条 センターは、前条の建設住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に規定する評価業務の範囲に該当するものであること
- (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(評価業務約款に明記すべき事項)

第 16 条 前条の評価業務約款には、次の各項に掲げる事項を明記するものとする。

2 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

3 申請者の協力義務に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの

- (1) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- (2) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及びその工事現場に立ち入ることに協力すること。

4 評価料金に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの

- (1) 評価料金の額に関すること。
- (2) 評価料金の支払期日に関すること。
- (3) 評価料金の支払方法に関すること。

5 評価業務の期日に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの

- (1) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この条において「業務期日」という。）に関すること。
- (2) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (3) 申請に係る住宅が、建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅、同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。

6 契約解除及び損害賠償に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの

- (1) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (2) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知すること

により当該契約を解除できること。

- (3) 申請者は、センターが行うべき評価業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (4) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (5) 前号の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

7 センターが負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの

- (1) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- (2) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (3) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 17 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する住宅性能評価マニュアルに基づき、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧、提出又は説明を求めることができる。
- 3 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付及び検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断し、その是正が図られるまでの間、再開しない。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があつた場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断し、その補修等が完了するまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 18 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならない。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかななければならない。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により

建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 19 条 申請者は、その都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した建設住宅性能評価申請書取り下げ届をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返還する。

(建設工事の変更)

第 20 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 21 条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付するものとする。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第 13 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び掲第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

第 22 条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 23 条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第 24 条 理事長は、評価業務を実施させるため、評価員を主たる事務所に 2 人以上、各事務所及び支所に 2 人以上配置するものとする。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 各事務所及び支所において、評価員の病気等の事由により評価業務を行うことができない場合は、主たる事務所において行う。
- 4 理事長は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加するなど、適切に評価業務を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第 25 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価業務の実施体制)

第 26 条 評価業務に従事する職員を、第 24 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、主たる事務所に 3 人以上、各事務所及び支所に 2 人以上置くものとする。

- 2 センターは、法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に住宅部次長を任命する。
- 3 専任の管理者は、評価業務を統括し、評価業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 27 条 評価業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びに

その敷地及び工事現場に立入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、評価様式第 10 号様式とする。

(秘密保持義務)

第 28 条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金の収納)

第 29 条 申請者は、別記 1【料金表】に定める評価料金を現金又は銀行振込により納付する。

2 評価料金の額は、別記 1【料金表】において、設計住宅性能評価（新築住宅の戸建住宅、共同住宅等）、建設住宅性能評価（新築住宅の戸建住宅、共同住宅等、既存住宅）の区分により定める。

3 センターと申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法を取ることができる。

4 第 1 項及び前項の納入に要する費用は、センターの負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第 30 条 センターは、次の各号に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額する割合については、別記 1【料金表】（3）のとおりとする。

- (1) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る建設住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) センターが定める期間内に、センターが定める一定の回数以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、共通化、画一化した図書が提出されるなど住宅性能評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (3) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行うとき。
- (4) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金の返還)

第 31 条 契約の取り下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別記 1【料金表】（5）により計算した金額とする。

(負担金の納付)

第 32 条 センターは、法第 87 条第 4 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付するものとする。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第33条 センターは、法第17条の規定により、施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を各事務所及び支所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第34条 センターは、本規程を評価の業務を行うすべての事務所及び支所で、業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.shizuoka-kjm.or.jp/>) において公表する。

(財務諸表の備付け)

第35条 センターは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第36条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次の各号に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。
- (5) 第2号及び前号の請求の場合の料金は、1件につき1,100円（税込）とする。

(帳簿及び図書の保存)

第37条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による帳簿 センターが評価業務を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契

(帳簿及び図書の保存方法)

第 38 条 帳簿及び図書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において、确实かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第 1 号に規定する帳簿への記載事項及び同条第 2 号に規定する図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存により行うことができる。

(評価業務に関する公正の確保)

第 39 条 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項各号に掲げる業務を行った場合

4 センターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険の加入)

第 40 条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 6 千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 41 条 住宅性能評価については、その申請に先立ち、センターに事前相談をすることができるものとする。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 42 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、法第 15 条第 1 項の規定による国土交通大臣に認可を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1


交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	031
4～5桁目	00：本所 11：中部事務所 12：中部事務所藤枝支所 13：西部事務所 14：西部事務所袋井支所 15：東部事務所 16：東部事務所富士支所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：1戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター住宅性能評価員証

(表面)

	年 月 日交付
	交付第 号
	住宅性能評価員証
写 真	【氏 名】 【生年月日】 年 月 日
上記の者は当センターの評価員であることを証する。	
	静岡県静岡市駿河区南町 14 番 1 号 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 印 理 事 長

(裏面)

この証票を携帯する者は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターの評価員に任命された者で、評価業務約款により建築物、建築工事現場等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりです。

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター評価業務約款抜粋

第 1 条第 6 項 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。

- ・ 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
- ・ この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- ・ この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なくてはならない。
- ・ この証は資格を失ったときには、直ちに発行者に返還しなくてはならない。

別記1【料金表】

(1) 設計住宅性能評価料金

- 1 第7条に規定する設計住宅性能評価料金は、申請1件につき、次の各項に掲げる額とする。
- 2 一戸建て住宅（併用住宅を含む）及び共同住宅等の設計住宅性能評価料金は、別表Aによる。
- 3 変更設計住宅性能評価料金は、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1回の変更につき、当該計画変更に係る部分の床面積に応じて、別表Aに掲げる料金の2分の1の額とする。ただし、審査を伴わず、住宅性能評価書に記載すべき事項の変更の場合は、一住戸当たり2,200円（税込）とする。また、直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者が行っている場合は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして、別表Aの額を適用する。

別表A

設計住宅性能評価料金

税込/単位：円

当該建築物に係る部分の種別及び床面積の区分		日本住宅性能表示基準のうち住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示事項を評価する場合	
戸建住宅	標準	200 m ² 以内	38,500	41,800
		200 m ² 超	42,900	46,200
	型式等	200 m ² 以内	24,200	27,500
		200 m ² 超	28,600	31,900
共同住宅等	標準	250m ² 以内	33,000+M×7,700	33,000+M×11,000
		250m ² 超500m ² 以内	44,000+M×7,700	44,000+M×11,000
		500 m ² 超 1,000 m ² 以内	55,000+M×7,700	55,000+M×11,000
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	71,500+M×6,600	71,500+M×9,900
		2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	88,000+M×6,600	88,000+M×9,900
		3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	110,000+M×6,600	110,000+M×9,900
		5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	132,000+M×6,600	132,000+M×9,900
		10,000m ² 超	別途見積	別途見積
	型式等	250m ² 以内	27,500+M×7,700	27,500+M×11,000
		250m ² 超500m ² 以内	33,000+M×7,700	33,000+M×11,000
		500m ² 超1,000m ² 以内	44,000+M×7,700	44,000+M×11,000

- ・標準：型式等以外の住宅
- ・型式等：住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅及び住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅。
- ・表中のMは評価対象住戸数。
- ・併用住宅（併用部分が他住戸等として取り扱わない場合は、戸建住宅の料金を適用する。
- ・設計住宅性能評価の申請において、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を他機関に行うときは、上表の金額に1.1を乗じた額とする。

(2) 建設住宅性能評価料金

- 1 第 14 条に規定する建設住宅性能評価料金は、申請 1 件につき、次の各項に掲げる額とする。
- 2 一戸建て住宅（併用住宅を含む）及び共同住宅等の建設住宅性能評価料金は、別表 B による。
- 3 変更建設住宅性能評価料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価をセンターが交付している場合は、当初の評価料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、審査・検査を伴わず、住宅性能評価書に記載すべき事項の変更の場合は、一住戸当たり 2,200 円（税込）とする。また、直前の建設住宅性能評価をセンター以外の者が行っている場合は、別途協議による。
- 4 建設住宅性能評価の対象となる一戸建て住宅（併用住宅を含む）及び共同住宅等の計画に係る設計住宅性能評価を行った者がセンターでない場合は、別表 B の金額に、当該建築物に係る部分の種類及び床面積並びに評価する性能表示事項に応じて別表 A の金額の 2 分の 1 の額を加算する。

別表 B

建設住宅性能評価料金

税込/単位：円

	当該建築物に係る部分の床面積の区分	日本住宅性能表示基準のうち住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示事項を評価する場合
戸建住宅	200 m ² 以内	71,500	74,800
	200 m ² 超	75,900	79,200
共同住宅等	250 m ² 以内	121,000 + M × 7,700	121,000 + M × 11,000
	250 m ² 超 500 m ² 以内	154,000 + M × 7,700	154,000 + M × 11,000
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	220,000 + M × 7,700	220,000 + M × 11,000
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	308,000 + M × 6,600	308,000 + M × 9,900
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	418,000 + M × 6,600	418,000 + M × 9,900
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	517,000 + M × 6,600	517,000 + M × 9,900
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	627,000 + M × 6,600	627,000 + M × 9,900
	10,000 m ² 超	別途見積	別途見積

・表中の M は評価対象住戸数。
 ・併用住宅（併用部分が他住戸等として取り扱わない場合）は、戸建住宅の料金を適用する。
 ・室内空気中の化学物質の濃度等を評価する場合は、上記金額に別表 B - 2 の金額を加算する。
 ・建設住宅性能評価の申請において、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を他機関に行うときは、上表の金額に 1.1 を乗じた額とする。

建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の追加料金

税込/単位：円

	床面積	再検査 1 回当たりの追加料金
戸建住宅	200 m ² 以内	19,800
	200 m ² 超	22,000
共同住宅等	500m ² 以内	22,000
	500m ² 超2,000m ² 以内	55,000
	2,000m ² 超	110,000

別表B-2

室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の加算額

税込/単位：円

住戸数	ホルムアルデヒド (1住戸あたり)	ホルムアルデヒド [*] 、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレン(1住戸あたり)
1	33,000	55,000
2	27,500	46,200
3～5	25,300	42,900
6～10	23,100	38,500
11～30	20,900	35,200
31～	19,800	33,000

・簡易測定方法を採用し、評価対象 1 住戸あたり測定箇所は 1 箇所とする。
 ・申請者等の希望により、評価対象住戸内の測定箇所を、センターの採用している測定方法の必要箇所を越えて測定を行う場合は、その超えた箇所数 1 箇所当たり下記の額を上記金額に加算する。

(1)ホルムアルデヒド	16,500 円
(2)ホルムアルデヒド [*] 、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	27,500 円

(3) 評価料金の減額

第 30 条に係る減額の要件及び減額の割合は、別表 C による。

別表 C

評価料金の減額する割合

号	評価料金を減額する要件及び減額の割合									
1	<p>○住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る建設住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。</p> <p>○減額の割合の上限：20%</p> <p>なお、上記において、省略する検査の回数に応じた減額の割合は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>省略する検査回数</th> <th>減額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回</td> <td>別表 B の建設住宅性能評価料金の 10%</td> </tr> <tr> <td>2 回</td> <td>別表 B の建設住宅性能評価料金の 20%</td> </tr> </tbody> </table>		省略する検査回数	減額の割合	1 回	別表 B の建設住宅性能評価料金の 10%	2 回	別表 B の建設住宅性能評価料金の 20%		
省略する検査回数	減額の割合									
1 回	別表 B の建設住宅性能評価料金の 10%									
2 回	別表 B の建設住宅性能評価料金の 20%									
2	<p>○センターが定める期間内に、センターが定める一定の回数以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、共通化、画一化した図書が提出されるなど住宅性能評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。</p> <p>○減額の割合の上限：10%</p> <p>なお、上記において、一定期間内に提出される建物種類ごとの申請回数に応じた減額の割合は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物種類ごとの申請回数</th> <th>減額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅及び共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、1 年間に 10 回以上の申請を行った場合</td> <td>別表 A 及び別表 B の評価料金の 5%</td> </tr> <tr> <td>戸建住宅及び共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、1 年間に 100 回以上の申請を行った場合</td> <td>別表 A 及び別表 B の評価料金の 10%</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、過去 3 年間に 100 戸以上の申請を行った場合</td> <td>別表 A 及び別表 B の評価料金の 10%</td> </tr> </tbody> </table>		建物種類ごとの申請回数	減額の割合	戸建住宅及び共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、1 年間に 10 回以上の申請を行った場合	別表 A 及び別表 B の評価料金の 5%	戸建住宅及び共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、1 年間に 100 回以上の申請を行った場合	別表 A 及び別表 B の評価料金の 10%	共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、過去 3 年間に 100 戸以上の申請を行った場合	別表 A 及び別表 B の評価料金の 10%
建物種類ごとの申請回数	減額の割合									
戸建住宅及び共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、1 年間に 10 回以上の申請を行った場合	別表 A 及び別表 B の評価料金の 5%									
戸建住宅及び共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、1 年間に 100 回以上の申請を行った場合	別表 A 及び別表 B の評価料金の 10%									
共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、過去 3 年間に 100 戸以上の申請を行った場合	別表 A 及び別表 B の評価料金の 10%									
3	<p>○あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行うとき。</p> <p>○減額の割合の上限：40%</p>									
4	<p>○地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。</p> <p>○減額の割合の上限：40%</p>									

(※)複数の要件に該当する場合は、減額の割合を加算できるものとするが、加算後の減額の上限は 40%とする。

(4) 既存住宅の建設住宅性能評価料金

- 第 29 条に係る既存住宅（戸建て）の建設住宅性能評価料金は、別表Dによる。
- 既存住宅（共同住宅等）の建設住宅性能評価料金は、別表Eによる。ただし、併用住宅、長屋等の場合は別途見積りとする。

別表D

既存住宅（戸建住宅）の建設住宅性能評価料金

(1) 劣化等の状況に関すること

税込/単位：円

	現状検査（必須項目）	特定現況検査（選択項目） （蟻害検査、腐朽調査）
200㎡未満	88,000	別途見積り
200㎡以上	99,000	
<ul style="list-style-type: none"> 設計図書がない場合の図面作成費は別途見積り 再検査を行う場合は、検査 1 回につき 22,000円 		

(2) 個別性能に関すること

税込/単位：円

	新築時の建設住宅性能 評価書が有る場合	新築時の建設評価書がない場合	
		設計図書有り	設計図書なし
構造の安定に関する こと及び温熱環境・省 エネルギー（1項目あ たり）	22,000	44,000	別途見積り
上記以外の項目 （1項目あたり）	2,200	5,500	
<ul style="list-style-type: none"> 室内空気中の化学物質等の濃度の測定が必要な場合は、新築住宅と同じ料金 石綿含有建材および石綿粉じん濃度の測定が必要な場合は、別途見積り 			

別表E

既存住宅（共同住宅等）の建設住宅性能評価料金

（ただし、併用住宅・長屋等は別途見積）

(1) 共用部分（1住棟あたり）

税込/単位：円

	現状検査 （必須項目）	特定現況検査（選択項目） （蟻害検査、腐朽調査）	個別性能
500㎡以内	132,000	別途見積り	
500㎡超2,000㎡以内	220,000		
2,000㎡超	別途見積り		
<ul style="list-style-type: none"> 設計図書がない場合の図面作成費は別途見積り 再検査を行う場合は、別途見積り 新築時の建設住宅性能評価書が有る場合は、別途見積り 			

(2) 専用部分 (1住戸あたり)

税込/単位：円

	現状検査 (必須項目)	特定現況検査 (選択項目) (蟻害検査、腐朽調査)	個別性能
一戸当たり	44,000	別途見積り	
<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書がない場合の図面作成費は別途見積り ・再検査を行う場合は、別途見積り ・新築時の建設住宅性能評価書が有る場合は、別途見積り 			

(5) 評価料金の返還

建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行なった場合の返還の額は、別表F (い) 欄の申請の取り下げを行った時期に応じた (ろ) 欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、戸建住宅においては第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅等においては竣工時 (最終回) の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。また、料金が支払われていない場合には、同表により計算した額を当該料金から減じて請求するものとする。なお、室内空気中の化学物質の濃度等の評価にかかる加算額の返還については、その手配及び実施状況により、センターと申請者等で別途協議し決定する。

別表F

(い) 欄 (申請の取り下げ及び解除を行った時期)		(ろ) 欄 (当該評価料金に乗ずる率)
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時 (最終回) の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$ ※

※ Jは申請の取り下げの日までに既に実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。

(6) 評価書の再発行

施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再発行する場合の料金は、1通につき2,200円 (税込)

(7) 額の計算方法等

本規程に該当しない場合は、別途センターと協議して定める額とする。

(8) 検査に係る地域別割増料金

- 1 建設住宅性能評価に係る検査で、当該検査地域が別表Gに定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた割増料金を (2) 及び (4) の規定による額に加算する。
- 2 検査の結果により、申請に係る建築物等の再検査を行う

当該地域が別表Gに定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた割増料金を（２）及び（４）の規定による額及び前項の規定による額に対し、さらに追加加算する。

3 理事長が必要と認めた場合は、前２項の規定によらないことができる。

別表G

地域別割増料金

税込/単位：円

地域区分	割増料金	対象地域	
		神奈川県	愛知県
A地域	11,000	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B地域	16,500	厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市（佐久島を除く。）、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町
C地域	22,000	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市（佐久島に限る。）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 割増料金は、建設住宅性能評価の検査1回毎の額とする。 ・ 建築基準法による中間検査、完了検査を同時に行う場合を除く。 ・ 建築地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建物は除く。 			